誓　　約　　書（例）

文部科学省大臣官房人事課長 殿

平成３０年度夏期文部科学省インターンシップ（以下、便宜上「実習」という。）を行うに当たり、実習中知り得た秘密（国家公務員法第１００条第１項に定めるもの）については、実習中及び実習終了後においても、民間企業等が提供するＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を含む外部掲示板等への情報の公開等を含め、何人に対しても漏らさぬことをここに誓約します。

平成３０年 月 　日

　　　　　　　　　　　　　　　　（学生）

　　　　　　　　　　　　　　　　（総括責任者）

（参考）

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第100条第１項

|  |
| --- |
| （秘密を守る義務）  第１００条 　職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。 |